南丹市介護予防・日常生活支援総合事業に係る単価等の改正について

別紙

令和３年４月１日改正

主な改正内容は、次のとおりです。詳細は、サービスコード表（※南丹市ホームページで掲示）でご確認をお願いします。

■サービス単価の改定について

**○訪問介護相当サービス（訪問型サービス〔独自〕）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名称 | 単　　価 | 備　考 |
| 改正後（R3.4.1～） | 改正前（～R3.3.31） |
| 訪問型ｻｰﾋﾞｽ費Ⅰ | **1,176**単位 | 1,172単位 | [対象]：事業対象者、要支援1･21月あたり、週1回程度の訪問 |
| 訪問型ｻｰﾋﾞｽ費Ⅱ | **2,349**単位 | 2,342単位 | [対象]：事業対象者、要支援1･2　1月あたり、週2回程度の訪問 |
| 訪問型ｻｰﾋﾞｽ費Ⅲ | **3,727**単位 | 3,715単位 | [対象]：要支援2　1月あたり、週2回を超える程度の訪問 |
| 訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分 | **1/1000**加算　※新規 | － | 新型コロナウイルス感染症への対応のため、上乗せ分として加算することができる。 |

〈留意事項〉

※日割や基準による減算が生じた場合も国に準じた取扱いをいたします。

※別添、サービスコード表を参照ください。

**○通所介護相当サービス（訪問型サービス〔独自〕）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名称 | 単　　価 | 備　考 |
| 改正後（R3.4.1～） | 改正前（～R3.3.31） |
| 通所型ｻｰﾋﾞｽ費Ⅰ | **1,672**単位 | 1,655単位 | [対象]：事業対象者・要支援11月あたり |
| 通所型ｻｰﾋﾞｽ費Ⅱ | **3,428**単位 | 3,393単位 | [対象]：要支援21月あたり |
| 栄養アセスメント加算 | **50**単位加算※新規 | － | 利用者に対して、低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握し、基準を満たしている場合に加算を算定できる。 |
| 科学的介護推進体制加算 | **40**単位加算※新規 | － | 利用者ごとのADL値、栄養状態、高機能、認知症等の情報を厚生労働省に提出している等の基準を満たしている場合に加算を算定できる。 |
| 通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分 | **1/1000**加算　※新規 | － | 新型コロナウイルス感染症への対応のため、上乗せ分として加算することができる。 |

〈留意事項〉

※日割や基準による減算が生じた場合も国に準じた取扱いをいたします。

※別添、サービスコード表を参照ください。

**○介護予防ケアマネジメント費**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名称 | 単　　価 | 備　考 |
| 改正後（R3.4.1～） | 改正前（～R3.3.31） |
| 介護予防ケアマネジメント費 | **438**単位 | 431単位 | [対象]：事業対象者、要支援1･21月あたり |
| 委託連携加算 | **300**単位加算※新規 | － | 居宅介護支援事業所に委託する際に、必要な情報を提供し、ケアプランの作成に協力した場合、加算を算定することができる。 |
| 介護予防ケア令和3年9月30日までの上乗せ分 | **1/1000**加算　※新規 | － | 新型コロナウイルス感染症への対応のため、上乗せ分として加算することができる。 |

〈留意事項〉

※別添、サービスコード表を参照ください。

以上